

日立市中小企業事業資金融資条例の一部を改正する条例の
制定について

日立市中小企業事業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

茨城県信用保証協会の保証制度の改正に伴い、融資あっせんの対象となる融資期間を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市中小企業事業資金融資条例の一部を改正する条例

日立市中小企業事業資金融資条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「7年以内」を「10年以内」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 振興金融及び自治金融における融資期間を次のとおり改めることとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

金融の種類	資金の種類	融資期間
振興金融	設備資金	<u>10年以内（12月以内の据置期間を含む。）</u> 7年以内（12月以内の据置期間を含む。）
	運転資金	<u>10年以内</u> 7年以内
自治金融	設備資金	<u>10年以内（6月以内の据置期間を含む。）</u> 7年以内（6月以内の据置期間を含む。）
	運転資金	<u>10年以内</u> 7年以内